

誹謗中傷案件におけるログ保存期間の重要性

ー通信ログ保存の在り方に関するワーキンググループー

Field-R法律事務所 弁護士

COAS (Combatting Online Abuse in Sports) 代表

高橋 駿

2025年6月6日

対応案件等

■ アスリートや著名人を中心とした誹謗中傷案件に対応

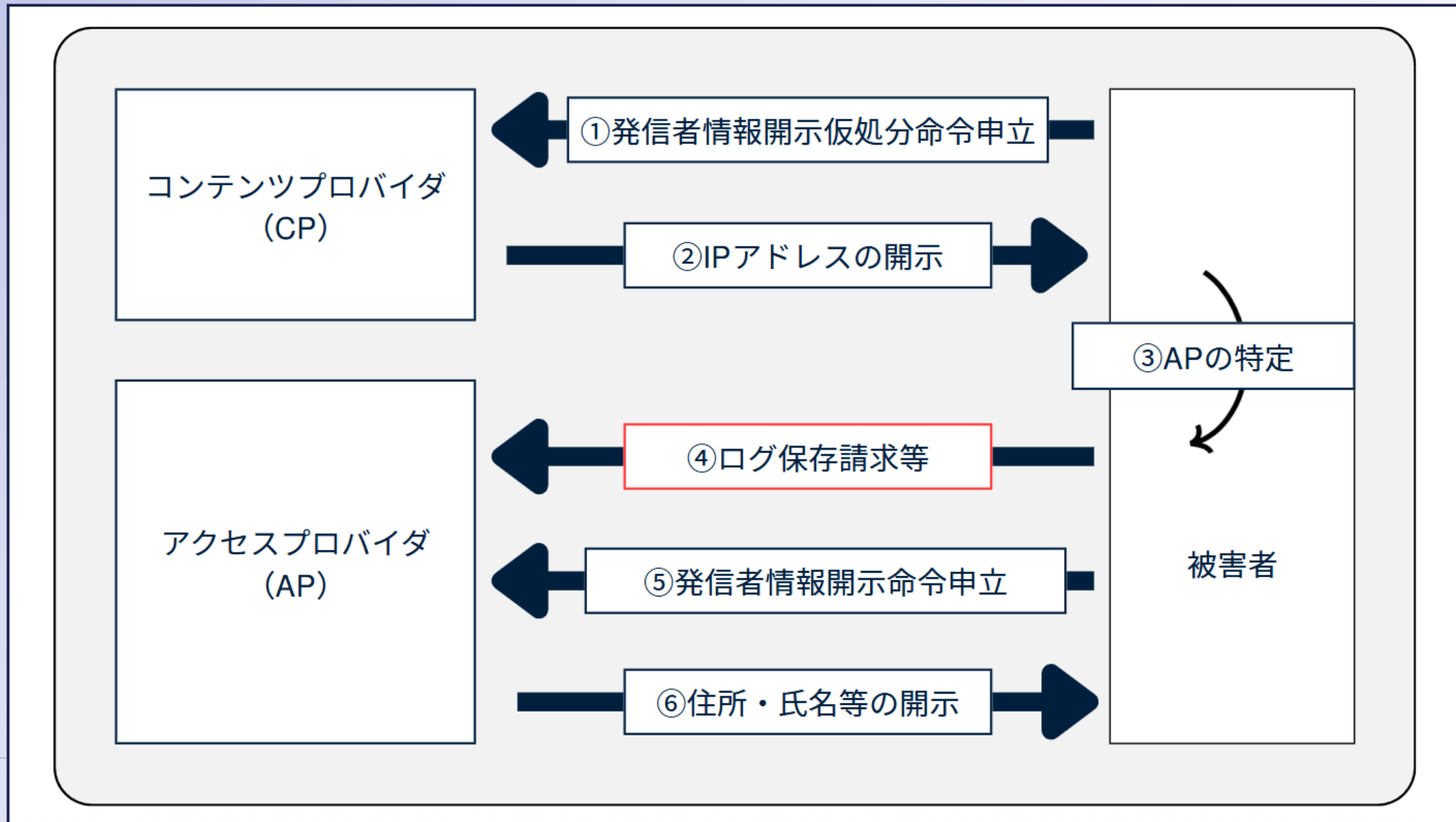
- 大手SNS事業者(「大規模特定電気通信役務提供者」)の展開するプラットフォーム上での誹謗中傷投稿に関する依頼が大多数
- 氏名・住所等の秘匿制度の利用をすることが多い
- 投稿から時間が経過してから被害者が相談に来ることも(投稿から数日中の相談を推奨)

■ 投稿者特定後に刑事事件(侮辱罪や名誉棄損罪)も複数対応

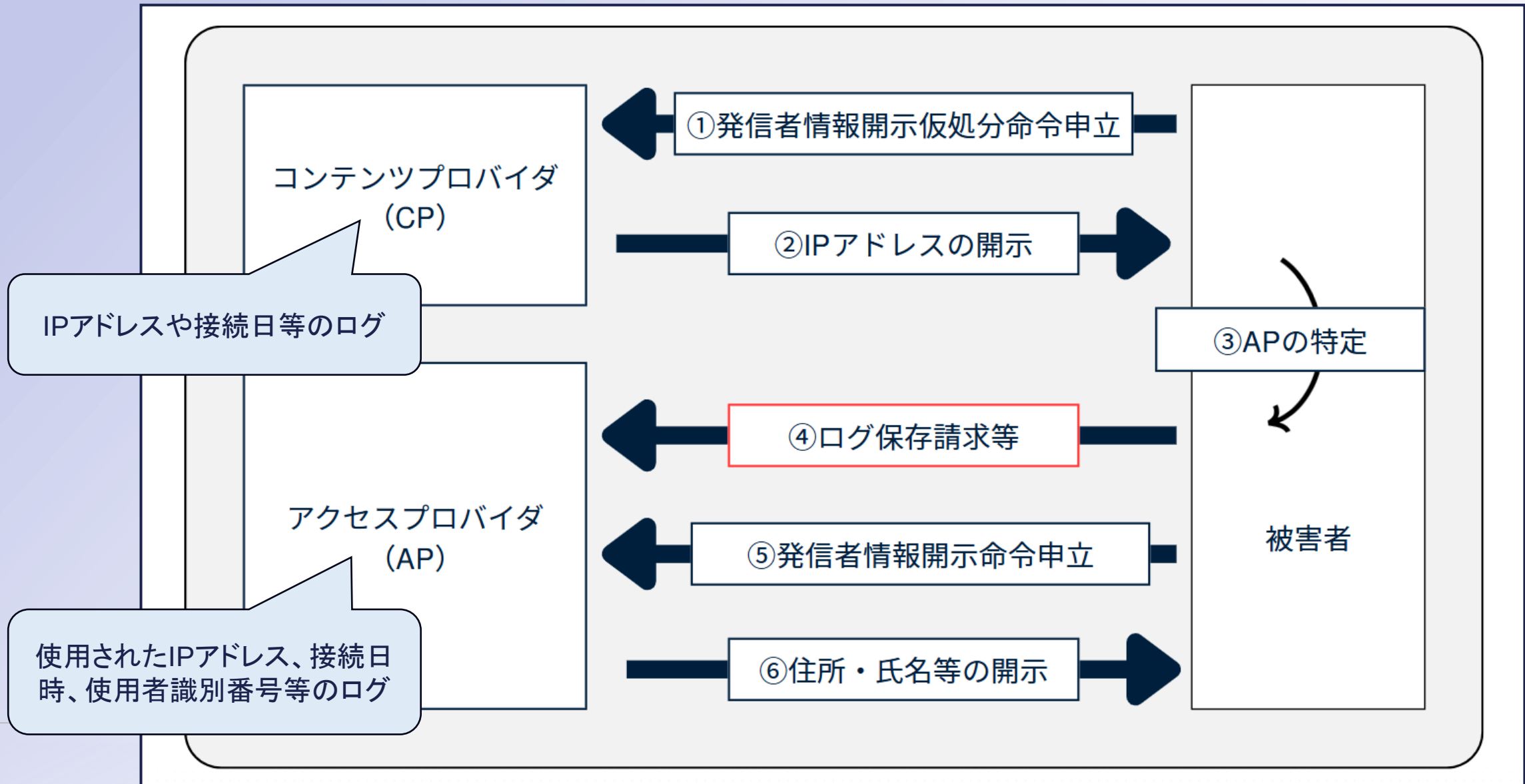
- 侮辱罪の厳罰化
- 生命等に関わるような悪質投稿の存在



発信者特定までの流れ(一例)



発信者特定までの流れ(一例)



誹謗中傷案件の具体的タイムライン

Day 0 4/1 投稿

誹謗中傷投稿の発生

相談から10日程度で申立て
(2週間以内の申立てを推奨)

Day 14 4/15 申立て

相談から12日、投稿から14日

① 2週間の推奨期限

開示決定のみでは、
開示が遅れるケースも

Day 60頃 5月末 間接強制申立

開示決定後速やかに実施

APのログ保存期間が90日の
場合、このスケジュールで限界

Day 90頃 6月末 AP特定・ログ保存請求

IPアドレスからプロバイダを特定

📅 ログ保存期間の限界に接近

4/3 相談

投稿から2日後に相談受付

🗨️ 弁護士への相談・証拠収集

被害から2日後に相談

Day 44 5/15 初回期日

申立てから1ヶ月後

⚖️ 裁判所での審理開始

いつ開示されるか不明、開示段階
でタイムリミットに近いケースも

Day 75頃 6月中旬 IPアドレス開示

間接強制申立から1~3週間後

🔍 投稿者のIPアドレス判明

ログ保存期間の短さによる影響等

1. 迅速な対応の必要性

- ログ保存期間(3か月程度の場合もある)を念頭においた迅速な対応が極めて重要
- ログ保存期間切れで泣き寝入り事案も少なくない現状

2. 結果の不確実性

- 当初段階ではAPが不明であるため、やってみないとわからないという結果の不確実性
- ログ保存期間以外の要因で特定できないケースも

Ex. ・CPの開示したIPアドレスに誤りがあったケース

- ・ネットカフェ等からの投稿で個人の特定に至らないケース
- ・1つのIPアドレスを複数ユーザーで使用しているケース

ログ保存期間が(少しでも)長ければ投稿者(犯人)の特定に至れるケースは増加する